

香川県報



第 83 号

平成 18 年

10月20日(金曜日)

目次

(●印は、県法規集掲載事項)

ページ

規則

●みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則の一部を改正する規則

(みどり保全課)

一

告示

○瀬戸内海環境保全特別措置法の規定による特定施設の設置の許可申請

(環境管理課)

●香川県造林事業補助金交付規程の一部を改正する規程

(みどり整備課)

○道路の供用開始

(道路課)

○道路の区域変更

(建築課)

○道路の位置指定

(建築課)

○一般競争入札の実施

(県立病院課)

○大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出

(経営支援課)

○大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出（平成十八年八月二十九日香川県公告）に係る公告

(土地改良課)

○土地改良事業の適否決定

(土地改良課)

○土地改良区の役員の就任の届出

(土地改良課)

○土地改良区の役員の退任の届出

(土地改良課)

○土地改良区の役員の住所変更の届出

(土地改良課)

○土地改良事業の工事完了の届出

(土地改良課)

選挙管理委員会告示

○政治資金規正法の規定による政治団体の届出

(選挙管理委員会)

規則

- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出
- 政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出
- 政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出

九

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年十月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九十二号

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則の一部を改正する規則

みどり豊かでうるおいのある県土づくり条例施行規則（平成十五年香川県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号へ中「一般乗合旅客自動車運送事業」の下に「路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

香川県告示第六百三十二号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年十月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

(第九三二二号)

- (1) 坂出市昭和町二丁目4番1号
東亜合成株式会社 坂出工場 工場長 花井 英雄
- (2) 事業場の所在地及び名称
坂出市昭和町二丁目4番1号
東亜合成株式会社 坂出工場
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	力	20m ³ /Hr	有機化学工業製品製造業の用に供する廃カス洗浄施設
	工事着手予定年月日	設置許可後	
期 等	工事完成予定年月日	工事着手後	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間	使用開始予定年月日	工事完成後	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.0~7.5	5.0~7.5
	化学的酸素要求量(mg/ℓ)	11,000	15,000
	浮遊物質(mg/ℓ)	10	30
	窒素含有量(mg/ℓ)	<0.1	<0.1
	りん含有量(mg/ℓ)	<0.1	<0.1
排出される汚水等の量(m ³ /日)		0.2	0.3
備 考		汚水等はすべて下水道へ排出する。	

- (4) 汚水等の処理施設に関する事項
無し。
- (5) 排出水の汚染状態及び量

区 分	排 水 口	通 常	最 大
排出水の汚染状態	項目		
	水素イオン濃度	7.8~8.3	7.8~8.3
	化学的酸素要求量(mg/ℓ)	5	15
	浮遊物質(mg/ℓ)	1	2
	窒素含有量(mg/ℓ)	1.5	4.5
りん含有量(mg/ℓ)	0.1	0.2	
排 出 水 の 量(m ³ /日)	8,309	11,848	

(備考) 今回、新規に特定施設を設置するが、特定施設から発生する汚水等はすべて下水道に排出するため、排出水の量及び汚染状態並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間
平成18年10月20日から同年11月10日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課
坂出市環境経済部環境交通課

●香川県告示第六百三十三号

香川県造林事業補助金交付規程(昭和三十六年香川県告示第四百八十七号)の一部を次のように改正する。

平成十八年十月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

第二条第一項に次の一号を加える。

- 五 里山エリア再生事業 里山エリア再生交付金実施要綱(平成十八年三月三十一日付け一七林整第一〇一九号農林水産事務次官依命通知)第3に規定する里山エリア再生計画に基づき行う次の事業
- イ 居住地森林環境整備事業 居住地周辺の森林における防災、景観、森林とのふれ

あい等に配慮した森林整備を行う事業
 ロ 居住環境基盤整備事業 山村地域の活性化、林業従事者の定住の促進等を図るための生活環境の改善等に資する施設の整備を行う事業
 ハ 地域創造型整備事業 里山エリア再生計画に定める目標及び指標の達成に必要な計画策定主体の提案する地域の創造力を活かした整備を行う事業

附 則

この規程は、平成十八年十月二十日から施行し、改正後の香川県造林事業補助金交付規程の規定は、平成十八年度分の補助金から適用する。

●香川県告示第六百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年十月二十日から同年十一月十日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年十月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 三百十八号
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
東かがわ市西山字中将三八一番地先から 東かがわ市西山字中将三五四番七地先まで	一三・一 三四・〇	四六	平成十六年 香川県告示 第七十一 号で変更し た区域の一 部

四 供用開始の期日 平成十八年十月二十日

●香川県告示第六百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次

のように変更し、同項の規定に基づき告示する。
 その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年十月二十日から同年十一月十日まで一般の縦覧に供する。

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 県道（主要地方道）
- 二 路線名 三木牟礼線（三十八号）
- 三 道路の区域

区 間	変 更 前後別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	前	後			
木田郡三木町大字井上立石四〇 二九番一地先から	二一・〇	三九・〇	七三		道路防災工 事に伴う区 域変更
木田郡三木町大字井上立石四〇 三一番一地先まで	三二・〇	四九・〇	七三		

●香川県告示第六百三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十八年十月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指定 番号 中土指道 第十七号
- 二 指定年月日 平成十八年十月五日
- 三 指定道路の位置 丸亀市原田町字西三分一七五九一、一七六〇及び一七六一一
- 四 指定道路の幅員とその延長 幅員 六・〇〇メートル
延長 三八・二四メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を行うので、特定調達契約に関する香川県会計規則の特例に関する規則(平成七年香川県規則第八十五号)第六条の規定により読み替えられた香川県会計規則(昭和三十九年香川県規則第十九号。以下「規則」という。)第六十六条の規定により公告する。

なお、本公告における調達は、WTO(世界貿易機関)に基づく政府調達に関する協定(平成七年年条約第二十三号)の適用を受けるものである。

平成十八年十月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 入札に付する事項

- 1 購入物品名及び数量 体腔内治療装置 一式
- 2 購入物品の要求諸元 仕様書による。
- 3 納入場所 香川県立中央病院
- 4 納入期限 平成十九年三月三十一日
- 5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する金額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 契約書作成の要否 要

三 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

1 入札説明書の交付

平成十八年十月二十日から平成十八年十一月一日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。))を除く午前八時三十分から午後五時)

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県健康福祉部県立病院課総務・財務グループ 電話番号〇八七―八三―一三三二〇 FAX〇八七―八

六二―〇〇五九

2 入札説明会の日時及び場所

平成十八年十一月一日 午後二時 香川県立中央病院東館地下ラルスロン操作室

3 現場下見の日時及び場所

平成十八年十一月一日 午後三時 香川県立中央病院

四 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合には、平成十八年十一月七日正午までに、三の1に示した場所等に対し文書で行うこと。(文書はFAXも可とする。)

回答は、平成十八年十一月十七日から平成十八年十一月三十日まで(休日を除く午前八時三十分から午後五時まで) 香川県健康福祉部県立病院課で閲覧に供する。

五 入札及び開札を行う日時及び場所

平成十八年十二月二十二日 午後二時 香川県庁本館十二階第三会議室

六 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条九項に規定する特定信書便事業者

による同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という。)による入札の可否可とする。ただし、郵便にあつては書留親展に、信書便にあつては郵便における書留親展に相当する方法に限る。(郵便又は信書便による入札書の受領期限は、平成十八年十二月二十一日午後五時までとする。)

七 入札保証金及び契約保証金

規則第五十二条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、平成十八年十一月三十日午後三時までに入札又は契約保証金減免申請書を香川県健康福祉部県立病院課に提出すること。

八 入札者の参加資格

次に掲げる要件を満たす者であること。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、本公告日現在A級に格付けされている者であること。

なお、本公告日現在A級に格付けされていない者にあつては、平成十八年十一月三

十日までに「競争入札参加資格審査申請書」を香川県出納局会計課に提出して、A級格付けの可否の審査を受けること。

3 香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

4 本公告に係る入札説明書の交付を受けた者であること。

5 薬事法（昭和三十五年法律第四十五号）第三十九条第一項の規定に基づく医療用具の販売業の許可を受けた者であること。

6 応札しようとする物品が、入札説明書又は仕様書に示す特質等を有することを示す機能・諸元証明書を提出した者であること。

7 本公告に示した調達物品及び数量を、当該物品の製造者、販売代理店又は輸入代理店の出荷証明等により、入札説明書又は仕様書で指定する日時及び場所に確実に納入することができることを証明した者であること。

8 本公告に示した調達物品に係る迅速な維持補修サービスの体制が整備されていることを証明した者であること。

九 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、八の5、6、7及び8の要件を満たすことを証明する書類を平成十八年十一月三十日午後三時までに、三の1に示した場所に提出し、当該書類に關し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

提出された書類の審査に合格した者に限り入札に参加できるものとし、審査の結果は、平成十八年十二月十四日までに通知する。

十 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び規則第七十一条各号に掲げる場合における入札は、無効とする。

十一 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に關し不正行為がある等により明らかに競争の実効がないと認められる場合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

十二 落札者の決定方法

規則第四百七条第一項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、入札結果は、香川県物品買入れ等に係る競争入札の周知及び公表に關する要綱に基づき公表する。

十三 落札の無効

落札者は、落札決定の通知を受けた日から五日以内に契約を締結しなければならない。この期間内に落札者の責めに帰すべき事由により契約書を作成しないときは、その落札は、無効とする。ただし、契約書を郵便又は信書便により送付する場合その他やむを得ない事由がある場合は、この期間を延長することができる。

十四 予約完結権の譲渡

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

十五 その他

1 詳細は、入札説明書による。また、入札説明書の交付を受けることは入札者の参加資格でもあるので、三の1に示した日時及び場所において、交付を受けること。

2 契約手続において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨とする。

十六 Summary

1 Nature and quantity of the products to be purchased : Remote Afterloading System, 1 set

2 Time-limit for tender : 2:00 p.m., December 22, 2006(By mail, tenders must be submitted by 5:00 p.m., December 21, 2006)

3 Contact point for the notice : Prefectural Hospitals Division, Health and Welfare Department, Kagawa Prefectural Government, 4-1-10, Bancho, Takamatsu-shi, Kagawa-ken, Japan 760-8570, TEL 087-832-3310

4 We use the Japanese language and the Japanese yen in the procedures of the contract.

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項

の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十八年十月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社ヤマダ電機 群馬県前橋市日吉町四丁目四〇番地の一

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマダ電機テックランド高松鶴市店 高松市鶴市町七二四番地一ほか

3 変更しようとする事項

(一) 大型小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 午前十時から午後十時まで

変更後 午前八時から午後十時まで

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時三十分から午後十時三十分

変更後 午前七時三十分から午後十時三十分

4 変更年月日

平成十八年十月三十一日

5 変更する理由

来客の利便性を確保するため

二 届出年月日

平成十八年十月六日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十八年十月二十日（金曜日）から平成十九年二月二十日（火曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周

辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十九年二月二十日（火曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革

(三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地

(四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により行つた平成十八年八月二十九日香川県公告（大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出）に係る届出について、平成十八年十月十二日に当該届出者からその届出に係る新設を行わない旨の申出があつた。

これに伴い、当該公告に係る届出書及び添付書類の縦覧並びに意見書の受理は同日から中止したので、公告する。

平成十八年十月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる市が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十八年十月六日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年十月二十七日から同年十一月十六日まで縦覧に供する。

平成十八年十月二十日

市名	土地改良事業名	縦覧場所
三豊市	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 岩瀬地区	三豊市高瀬支所 事業課
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 六ツ松地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 本村地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 加登地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 皿池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業） 矢之岡地区	〃

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、香川県三郎池土地改良区から役員の新任及び就任について次のとおり届出があった。

平成十八年十月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 退任した役員

役員の種類 氏名 住所 退任年月日

理事	山田 勉則	高松市三谷町二六〇番地	平成一八、九、三
〃	森本 正則	〃 四八八八番地一	〃
〃	三谷 保	〃 二二〇一番地	〃
〃	前田 幹雄	〃 一三九四番地一	〃
〃	猪熊 長生	由良町一二五一番地	〃
〃	藤澤 秀功	川島本町八八九番地	〃
〃	大熊 忠臣	林町一九七六番地五	〃
〃	大西 付	〃 一一六二番地三	〃
〃	喜岡 茂	六条町七四六番地	〃

〃	山本 力	上林町五三九番地五	〃
〃	綾野 和男	木太町五六一番地三	〃
〃	葛西 勉	〃 六九六番地	〃
監事	松本五和巳	三谷町一〇五四番地	〃
〃	山下 文男	由良町九八七番地一	〃
〃	大熊 勝	林町一五九四番地一	〃
〃	天野 均	木太町四三二六番地	〃
二 就任した役員			

役員の種類	氏名	住所	就任年月日
理事	山田 勉則	高松市三谷町二六〇番地	平成一八、九、四
〃	鎌野 孝志	〃 六〇番地二	〃
〃	三谷 保	〃 二二〇一番地	〃
〃	前田 幹雄	〃 一三九四番地一	〃
〃	猪熊 長生	由良町一二五一番地	〃
〃	藤澤 秀功	川島本町八八九番地	〃
〃	大熊 忠臣	林町一九七六番地五	〃
〃	大西 付	〃 一一六二番地三	〃
〃	大熊 丈夫	六条町一三三二番地五	〃
〃	山本 力	上林町五三九番地五	〃
〃	綾野 和男	木太町五六一番地三	〃
〃	上枝 達夫	〃 六七二番地	〃
監事	漆原 保範	三谷町一〇八五番地一	〃
〃	宮武 正明	川島本町四八七番地二	〃
〃	大熊 勝	林町一五九四番地一	〃
〃	天野 均	木太町四三二六番地	〃

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、舟岡池土地改良区から役員の新任について次のとおり届出があった。

平成十八年十月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

役員の種類 氏 名 住 所 退任年月日

理事 宮脇 稔 高松市寺井町四〇九番地一 平成一八、九、一一

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、香川県三郎池土地改良区から役員住所の変更について次のとおり届出があった。
平成十八年十月二十日

変更前 役員の種類 氏 名 住 所 真 鍋 武 紀

変更前 監事 大熊 勝 高松市林町一五二〇番地二

変更後 監事 大熊 勝 高松市林町一五九四番地一

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第二項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成十八年十月二十日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行った者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
小林地区土地改良事業一人施行	非補助土地改良事業（区画整理事業）	小林地区	平成一八、九、二二

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第百六十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

表する。

平成十八年十月二十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

一 以上の市町村又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
自由民主党香川県坂出市選挙区第一支部	尾崎 道廣	大坪 正博	坂出市京町三十七四九

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
坂出市同志会	村井 友信	植條 敬介	坂出市林田町三七九七一一〇
藤野公孝香川県港湾後援会	安友 文雅	大石 俊夫	高松市城東町一一六一一八
松原哲也後援会松風会	松原 弥生	松原 英規	木田郡三木町井上二二三二一
村岡清邦後援会	中野 壽徳	香川富士彰	仲多度郡多度津町大字南鴨六四六一一
山本さとし後援会	谷本 嘉章	山本 紀代	高松市木太町二七三五一一三

●香川県選挙管理委員会告示第百六十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年十月二十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

一 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧
自由民主党香川県電気通信支部	主たる事務所の所在地	高松市常磐町二二五 一三三	高松市香川町川東上二 七九一―九
	会計責任者の氏名	野田 康之	川田 要
自由民主党高松中央支部	主たる事務所の所在地	高松市香西本町一五 二一六	高松市屋島西町二二〇 五―二五

二 その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧
井上たかし後援会	代表者の氏名	三野 正忠	井上由紀路
資金管理団体増田昌三の会	会計責任者の氏名	佐々木 博	東原 清
21世紀の香川を考える会	主たる事務所の所在地	高松市桜町一―一二 ―五	高松市東ハゼ町二二― 七
増田昌三後援会	会計責任者の氏名	佐々木 博	東原 清
真鍋たけき後援会	主たる事務所の所在地	高松市桜町一―一二 ―五	高松市東ハゼ町二二― 七
真鍋たけきと21世紀の会	主たる事務所の所在地	高松市桜町一―一二 ―五	高松市東ハゼ町二二― 七
芳岡一美後援会	主たる事務所の所在地	木田郡三木町氷上九 一八―一	木田郡三木町氷上三〇 〇―一

●香川県選挙管理委員会告示第六十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散等の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年十月二十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

一 その他の政治団体

詫間純一後援会

●香川県選挙管理委員会告示第六十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成十八年十月二十日

香川県選挙管理委員会委員長 竹崎克彦

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧
真鍋 武紀	香川県知事	真鍋たけきと21世紀の会	主たる事務所の所在地	高松市桜町一―一二―五	高松市東ハゼ町二二―七
芳岡 一美	三木町議会議員	芳岡一美後援会	主たる事務所の所在地	木田郡三木町氷上九一八―一	木田郡三木町氷上三〇〇―一

平成十八年十月二十日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています